

意見陳述書

原告ら代理人弁護士 徳田靖之

本件訴訟の開始にあたり、原告代理人を代表して、以下のとおり意見を述べます。

1 私は、司法修習21期です。弁護士となって45年が過ぎようとしています。

そのような立場の私が本件訴訟の弁護団の代表を引き受けるに至ったのは、司法修習生に対する給与制の廃止が、私たちの国の司法の根幹を危うくすると
の切羽詰まった思いからです。

2 私は、太平洋戦争で父を失い、母に障がいがありましたため、祖父母によって
育てられました。貧しかったために、大学4年間、家からの仕送りは皆無で、
日本育英会（当時）の特別奨学金と家庭教師のアルバイトのみで、寮生活をお
くりました。

卒業すれば直ちに仕送りをしなければならない立場でしたから、仮りに当時
（私が司法試験を受験したのは昭和41年です）、修習生に対する給与の支払
いがなく、現在のような貸与制であれば、私は法曹の道を志すことを決してい
たしませんでした。否できなかつたと言うべきでしょう。

私たちの頃の修習生に対する給与は、3万数千円でしたが、私はその内から1
万円を家に送り、残りで余裕のある充実した2年間を過ごすことができました。

今、当時を振り返ってみても、私の人生の中で、最も希望に溢れ、多くの友に
出会い、素晴らしい師匠に恵まれた時期があつた2年間であつたと確信できるの
です。

裁判長をはじめ、裁判官の皆さん、また国の代理人を勤めておられる皆さん、
あなたは何期ですか。あなたの修習時代は如何でしたか。

3 私は思うのです。私たちにあの充実した2年間を保障してくれた給与というの
は、どういう趣旨で与えられたものだったのかと。

私は研修所を卒業してしばらく東京で仕事をした後、故郷に帰り、実家の片隅
に粗末な法律事務所を開業しました。来る日も来る日も、仕事は国選弁護事件

のみで、その圧倒的多くは、所謂コソ泥と常習的な覚せい剤自己使用者の弁護でした。

日本一の窃盗弁護人になろうと高い目的を抱いてこれらの仕事を続けながら、私が確信したのは、私はこのような仕事をするために育ててもらったのだということでした。2年間の修習は、私のような世間知らずの青二才を、このような仕事に献身できる弁護士として育てるために、憲法が定めた法曹養成システムだったのだと。そして、修習生に対する給与とは、その故に憲法が私に支払ってくれたものであると思ったのです。

裁判長、ですから私は、この時受け取った給与は憲法の要請により受け取った私たちの権利であったと確信しているのです。

修習生に対する貸与制とは、こうした私の確信を根底から覆すものとは言いようがありません。

貸与制は、詰まるところ、国の財政事情をその制度設計の最大の論拠にしているものです。法曹養成にこれ以上莫大な国家予算を割くことができないという、言わば政策的な理由で給与制を転換したものにすぎません。

ですが、裁判長、考えてみて下さい。

私が司法修習生となった昭和42年の私たちの国の財政事情はどうだったのでしょうか。否、戦後司法修習生制度が創設された当時の日本は、敗戦による経済的破綻から全く立ち直ることができていなかった時代です。その財政事情の厳しさは、今日の比ではありません。

そうした中で、司法という国の大本を担う法律家を育成することが、日本国憲法の基本的要請であるということを経験としてスタートしたのが、給与制による司法修習制度だったのです。ですから、こうした制度は、国の財政事情に左右されることのない権利として、憲法によって確立されたものだと私は確信して来ました。

裁判長、あなたが、あの2年間の修習時代に受け取った給与は、たまたま当時の国の財政事情が良かったために、国の政策として維持された恩恵的なものだったのでしょうか。

裁判長、あなたがもし、そうお考えであり、今、私たちの国の財政事情からすれば、貸与制もやむを得ないとお考えなのであれば、あなたは、2年間受け取られた修習生としての給与を国に返還すべきではないでしょうか。

私は、本件訴訟が敗訴するに至れば、私が得た2年分の給与を国庫に返済することを決めています。憲法によって支払われたという根幹が崩れる以上、私がおまもらっておくという訳にはいかないからです。

4 裁判長、先程来の原告の悲痛な訴えをどのようにお聞きになりましたか。

多大な借金を背負い、卒業後の返済苦から逃れるために、ひたすら就職先を探すという修習からどのような法律家が育ってくるとお考えになりますか。

私には、若い後輩たちの「助けて下さい」との悲鳴として聞こえます。

裁判官の皆さん、あなた方が、「私たち、いい時代に修習生になって幸運だった。」「今の若い人たちは、最悪の時代に法律家を志してしまった。運が悪かったとしか言いようがないが、仕方のないことだ」と思われるのであれば、あなたには、日本国憲法下において、裁判官たる資格はありません。

憲法を守るという裁判官に最も必要とされる資質を欠いているからです。

本件訴訟は、敗戦という未曾有の尊い犠牲を経て、平和な祖国を築くという日本国憲法の理念の下に作られたわが国の司法制度の根幹を守りぬくかどうかを問う訴訟です。

その覚悟の下に、この訴訟の審理にあたって下さることを心より願って、私の意見陳述とします。

以 上